　1001-00-05



一般社団法人日本原子力学会

部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加に関する細則

平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認

（目的）

第１条　本細則は，部会規程（1002）第７条第２項および連絡会規程（1003）第７条第２項に関連し，部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加について定めることを目的とする。

（部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加）

第２条　部会・連絡会にワーキンググループ等を設置するとき，ワーキンググループ等に非会員を加えることによって格段の成果を期待できるとき，ワーキンググループ等の主査は非会員の参加を認める。ただし，その数は若干名とする。

（改定）

第３条　本細則の改定は部会等運営委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年11月16日　第2回部会等運営委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成26年8月8日　第1回部会等運営委員会承認，平成26年9月26日　第3回理事会報告
2. 内規を細則に変更　平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認，平成28年6月17日　第1回理事会報告

附則

１　平成26年8月8日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。

２　平成28年6月8日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。